

〔別 紙〕

様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和 7 年 4 月 1 日 至 令和 8 年 3 月 3 1 日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 松 城 会
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
- ☒ その他
- ③ ☒ 基金制度採用 ☐ 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 鹿児島県霧島市隼人町姫城 1 丁目 2 6 4 番地 2
- (3) 設立認可年月日 昭和 4 5 年 1 2 月 9 日
- (4) 設立登記年月日 昭和 4 5 年 1 2 月 1 5 日

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	施設の医療 機関コード	開 設 場 所	許可病床数
病院	隼人温泉病院	4611910508	鹿児島県霧島市隼人町姫城 1 丁目 2 6 4 番地 2	一般病床 2 4 床 療養病床 1 0 1 床 [医療保険 1 0 1 床]
介護老 人 保健施 設	希望の里		鹿児島県霧島市隼人町姫城 2 丁目 1 5 7 番地	入所定員 8 0 名 通所定員 (1 日) 3 0 名

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第 4 2 条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
訪問看護ステーション 姫城	鹿児島県霧島市隼人町姫城 1 丁目 2 6 4 番地 2	
居宅介護支援事業所 希望の里	鹿児島県霧島市隼人町姫城 1 丁目 2 7 9 番地	
グループホーム ゆうゆう	鹿児島県霧島市隼人町姫城 1 丁目 2 7 6 番地	

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

な し

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和7年5月26日 令和6年度決算の決定

令和8年3月28日 令和8年度収支予算案及び借入金額限度額の承認

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

な し

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

な し

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

な し

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

な し

(9) その他

な し

様式 2

法人名 医療法人 松 城 会
所在地 霧島市隼人町姫城一丁目2 6 4 番地 2

※医療法人整理番号					
-----------	--	--	--	--	--

財 産 目 録
(令和8年3月31日現在)

1. 資 産 額	3, 399, 653 千円
2. 負 債 額	173, 015 千円
3. 純 資 産 額	3, 226, 638 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	1, 605, 941
B 固 定 資 産	1, 793, 712
C 資 産 合 計 (A + B)	3, 399, 653
D 負 債 合 計	173, 015
E 純 資 産 (C - D)	3, 226, 638

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。	
土 地	(☐ 法人所有 ☐ 賃借 ☒ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
建 物	(☒ 法人所有 ☐ 賃借 ☐ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式 3 - 1

法人名 医療法人 松 城 会
所在地 霧島市隼人町姫城一丁目2 6 4 番地2

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表
(令和8年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	1,605,941	I 流 動 負 債	156,158
現金及び預金	1,230,066	支払手形	0
事業未収金	366,496	買掛金	23,711
有価証券	0	短期借入金	70,000
たな卸資産	7,071	未払金	0
前渡金	0	未払費用	41,502
前払費用	426	未払法人税等	8,354
繰延税金資産	0	未払消費税等	1,957
その他の流動資産	1,882	繰延税金負債	0
II 固 定 資 産	1,793,712	前受金	0
1 有形固定資産	1,272,420	預り金	0
建物	241,811	従業員預り金	10,634
建物附属設備	64,405	前受収益	0
構築物	5,247	その他の流動負債	0
医療用器械備品	5,174	II 固 定 負 債	16,857
その他の器械備品	15,638	医療機関債	0
車両及び船舶	0	長期借入金	0
土地	815,463	繰延税金負債	0
建設仮勘定	108,296	その他の固定負債	16,857
その他の有形固定資産	16,386		
2 無形固定資産	16,858	負債合計	173,015
借地権	0	純資産の部	
ソフトウェア	14,980	科 目	金 額
その他の無形固定資産	1,878	I 資 本 金	0
3 その他の資産	504,434	II 資 本 剰 余 金	0
出資金	175	III 利 益 剰 余 金	3,178,638
投資有価証券	248,108	別途積立金	880,000
保証金	1,010	繰越利益剰余金	2,298,638
長期前払費用	738	IV 評価・換算差額等	0
繰延税金資産	0	その他有価証券評価差額金	0
その他の固定資産	254,403	V 基 金	48,000
		純資産合計	3,226,638
資産合計	3,399,653	負債・純資産合計	3,399,653

(注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。
2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。
3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式 4 - 1

法人名 医療法人 松城会
所在地 霧島市隼人町姫城一丁目2 6 4 番地 2

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
(自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		2,225,197
2 事業費用		
(1)事業費	2,260,920	
(2)本部費		2,260,920
本来業務事業損失		35,723
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		158,456
2 事業費用		152,169
附帯業務事業利益		6,287
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		0
2 事業費用		0
収益業務事業利益		
事業損失		29,436
II 事業外収益		
受取利息	11,721	
その他の事業外収益	75,519	87,240
III 事業外費用		
支払利息	1,779	
その他の事業外費用	10,496	12,275
経常利益		45,529
IV 特別利益		
固定資産売却益	589	
その他の特別利益	0	589
V 特別損失		
固定資産売却損	274	
その他の特別損失	0	274
税引前当期純利益		45,844
法人税・住民税及び事業税	9,508	
法人税等調整額		
当期純利益		36,336

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

法人名 医療法人 松城会
所在地 霧島市牟人町堀城一丁目2 6 4 番地 2

※医療法人整理番号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 松城会
理事長 岩城 政秋 殿

私は、医療法人 松城会の令和 7 会計年度（令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和 8 年 5 月 1 9 日
医療法人 松城会
監事 永田 智之